

私の育休報告

育児は「手伝う」んじゃない、「する」んだ!

中野 裕仁 (61期) ●Yujin Nakano

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、6か月分（多胎出産の場合は8か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

私は、第一子が産まれた直後に、当時勤めていた法律事務所を辞め、国内事業会社にインハウス弁護士として転職しました。そのため、それまでの生活スタイルから一変し、午後7時から遅くとも午後9時ごろまでには帰宅できる生活を送れるようになりました。就労時間中は不要な残業を行わないよう集中して業務を行い、業務終了後は、会社の飲み会等が入らない限りはすぐに帰宅し、専業主婦である妻が夕飯の支度をしている間、子どもと遊び、おむつを替え、ミルクや離乳食をあげています。子どもの風呂も基本的に私が入れるようにし、妻とタッグを組んで寝かしつけもしております。繁忙期であっても、朝7時すぎに出勤し、夜にはきちんと帰宅するなど、子どもの相手をできるように心がけております。休日に出社することは一切ありませんので、休みの日は家族との時間を最優先にしております。そのような働き方ができるようになったという意味では、転職という選択が、弁護士業務と育児の両立の上で大きかったと言えるかもしれません。

育児は、どうしても母親である妻にかかる負担が大きくなってしまふことは、現実問題

としてある程度やむを得ないように考えております（こう言うと、お叱りをうけてしまうかもしれませんが）。ただ、子どもは、妻だけの子どもではなく、私たち二人の子どもなものですから、父親である男性も育児をすることはごく当然です。育児に「参加する」、あるいは育児を「手伝う」といった心構えであってはならないというのが、これまでの育児を通じて抱いた感想です。私自身、常に実践できているわけではなく、偉そうなことを言える立場にはありませんが、今後、子どもを持つ男性弁護士の方には、是非、自分の子どもであるのだから育児をするのは当たり前という心構えを持つようになっていただければ（育児をすることによって褒められることを期待するような心構えであってはならない）と思います。そうすれば、自然と忙しい時間の中でも積極的に育児にかかわっていただけるのではないかと思います。

何より、育児を通じて子どもの成長を日々感じ、一日の最後に子どもの寝顔を見ることが出来る毎日の生活はかけがえのないものですし、育児は義務ではなく親に与えられた権利なのだと思います！

N
FP